

農地法第3条許可申請に必要な申請書及び添付書類

◎受付の締め切りは毎月5日(休日の場合は翌開庁日)です。農業委員会は毎月20日頃に開催します。

No.	書 類 名 等		申請書類 チェック欄	留 意 点
1	申請書		◎	町決裁用の様式及び様式第1号(第2条関係)各1部提出 ・署名又は記名押印とし、法人の場合は記名押印とする。 ・町決裁様式の申請者及び申請地の「所属集落」は必ず記入のこと。 ・様式第1号(第2条関係)、「4 契約の内容」欄の価格又は賃貸料は必ず記入のこと。
2	土地登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) ※取得後三ヶ月以内のもの		◎	申請に係る土地の登記事項証明書(法務局で取得) ・最新のものを添付(申請土地の確認) 抵当権設定の場合、権利者の承諾書不要 仮登記設定の場合、権利者の承諾書添付 相続登記未了の場合、相続登記終了後申請(原則) 相続登記未了で申請できる場合の添付書類 ・相続人全員による共同申請又は特定人(単独)申請 ・被相続人の除籍謄本 ・相続を証する書面(遺産分割協議書等)
3	住民票等		◎	譲受人が町外居住者の場合添付必須 土地登記事項証明書と記載内容が異なる場合、 身分証明証の写し(住所・氏名が確認できる書類) 法人の場合、該当法人の登記事項証明書の原本及び定款の写し(代表者の原本証明が必要) 申請目的が定款等に合致していること。
4	図面	位置図	◎	申請地の位置及び周辺の状況を示した図面 ・住宅地図又は1/2500都市計画図でもよい。 ・申請地を赤色で囲み、「申請地」と記載する。
		地籍図又は土地改良所在図 ※取得後三ヶ月以内のもの	◎	法務局で取得 ・ほ場整備完了地の場合は土地改良所在図 ・申請地を赤色斜線で表示し、「申請地」と記載する。 ・申請地に隣接の道路は赤色、水路は青色で着色する。
		字限図(和紙公図) ※取得後三ヶ月以内のもの	○	地籍図又は土地改良所在図がない場合のみ ・法務局で取得 ・西光寺野土地改良区内の字限図は西光寺野土地改良区事務所取得
5	営農計画書		○	新規に農業を始める方は作成(営農意欲の確認) ・別紙様式あり
6	小作地の場合		○	小作権、賃貸借権、使用貸借権の設定がある場合は原則解約後に申請(同時申請可) ・他の者に使用収益権を設定している場合で返還を受けることに支障があり返還を受けられない場合は解約しなくてもよい。(理由書添付) ・小作権、賃貸借権の解約は農地法第18条の合意解約通知を提出 ・使用貸借権の解約は農地使用貸借の合意解約通知を提出
7	耕作証明書 農地基本台帳(写し)		○	譲受人が町外居住者の場合添付 (居住地の市町農業委員会で発行されたもの。) ・譲受人の耕作の用に供すべき農地等の全部が当該農業委員会の区域内にある場合は、添付を省略できる。
8	使用貸借、賃貸借の場合		○	使用貸借契約書(案)又は賃貸借契約書(案)の写しを添付

※農業委員会で許可された場合は、毎月末頃に許可書を発行します。

◎必要添付書類

○該当する場合

※その他、許可要件の確認のために他の資料の添付を求めることがあります。

【問合せ先】福崎町農業委員会事務局

電 話0790-22-0560

F A X 0790-22-2919